資 料 3

東京都市計画地区計画の変更（素案）

都市計画桜丘地区地区計画を次のように変更する。

名　　称	桜丘地区地区計画
位　　置	渋谷区桜丘町、鶯谷町、猿楽町、南平台町及び道玄坂一丁目各地内
面　　積	約１７．５ｈａ
地区計画の目標	桜丘地区（以下「本地区」という。）は、特定都市再生緊急整備地域（渋谷駅周辺地域）の南西に位置し、国道２４６号及び鉄道に挟まれた地区である。起伏のある地形を特徴とする本地区では、代官山や恵比寿へつながる坂道沿いに路面店が並び、市街地が発展してきた。商業・業務・教育・文化施設のほか住宅等の機能が立地し、多様な規模感をもった街並みとともに、地域のシンボルである桜並木の景観が形成されている。 本地区は、「渋谷区まちづくりマスタープラン（令和元年１２月）」において、「中心拠点ゾーン」として、高度な国際競争力と強烈な地域性を兼ね備えて、未来をつくり続けるまちとして位置づけられている。加えて、「創造文化都市」として世界中の人を惹きつける都市機能を誘導するため、「住む、働く、遊ぶ、学ぶ」といった多様な用途が、「大・中・小」の多様な規模でミックス・集積することをまちづくりの方針としている。 また、「渋谷駅周辺まちづくり基本理念（令和２年４月）」において、今後、渋谷駅周辺地域における開発やまちづくりの機運を活かしつつ、次世代に残したい渋谷を目指して「ダイバーシティ」、「インクルージョン」、「サスティナビリティ」の視点からまちづくりを進めるとともに歩行者中心のウォーカブルで居心地が良いまちなかを形成することを掲げている。特に、渋谷駅周辺地域のまちの多様性では、業務、商業・エンタテイメント、コンテンツ系産業、文化・交流機能、居住・生活機能等が複合的に集積し、まちの顔・シンボルとなるスケールから、界隈性ある街並みを生むスケールまで、多様なスケールが共存したまちを形成することや、歴史的資源や伝統、土地の持つ記憶を活かしたまちを形成することが未来像として示されている。また、ターミナル駅周辺としての防災力の向上を目指すこととしている。 さらに、「渋谷駅中心地区まちづくり指針２０１０（平成２３年３月）」において、人の動線の結節点に多彩な憩い・たまれる広場空間の整備を目指すとしている。また、地上部の坂道や路面店のにぎわいを促進し、歩いて楽しい歩行者ネットワークを形成することを目指すこととしている。加えて本地区は、代官山・恵比寿へとつながる地区として、店舗・業務・住宅・文化等の多様な機能の集積を図るエリアとして位置づけられている。 一方で、道路の幅員や歩行者空間・人々がたまることができる空間の不足、国道２４６号や鉄道の横断による周辺地域との連続性の低い動線が、歩行者の回遊性や沿道のにぎわい形成を阻害する一因となっている。国道２４６号や鉄道の横断によるまちの分断については、デッキや地下通路等の整備により一定程度の改善が図られてきたが、細街路が多く、老朽化した

地区計画の目標	建築物の更新が進んでいないといった土地の有効利用に関する課題や地区内の高低差に起因する歩行者動線のバリアフリー対応不足等の課題が残っている。 　そこで、本地区では、渋谷駅とのつながりを強化する都市基盤の整備に加え、歩行者ネットワークに沿って、人々が憩い・たまり・交流できる広場等の整備を進めるものとする。これらにより、渋谷の核として副都心にふさわしいさらに魅力的な市街地の実現や環境にも配慮した先進的な都市空間の形成、安全・安心で多様な世代が住み、訪れる、活力のあるまちの実現を目指すため、次に掲げる項目を地区計画の目標とする。 １　商業機能、業務機能、教育機能、文化・交流機能等、多様な機能が集積し、居住環境に配慮した魅力ある市街地の形成 ２　渋谷駅に隣接する利便性を活かした居住・生活支援機能や文化発信・育成支援機能等の導入による国際競争力の強化 ３　渋谷駅中心地区の基盤整備によって創出された人流を後背地まで広げ、本地区と周辺地域との回遊性を高め、にぎわいやゆとりのある多層的な歩行者ネットワークの形成 ４　地形を活かした地区のにぎわい・交流拠点となる多様な広場空間等の創出 ５　まちのアクティビティが感じられる駅前の顔の形成を図るとともに、地域のシンボルである桜並木を継承し、坂を活かした品格ある街並み景観の形成 ６　街区再編や老朽化した小規模建築物の共同化等による防災性の向上と災害時の情報発信等による安全・安心な地区の形成 ７　省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの活用による脱炭素型都市の形成

区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	地区の魅力をより高めるために、以下のように土地の利用を誘導する。 １　本地区の土地利用にふさわしい健全な市街地形成を図るため、土地利用の制限を行う。 ２　多様な用途の集積を促進するとともに、地区内の主要な道路を歩行者ネットワーク道路に位置づけ、その沿道はにぎわいが連続する土地利用を誘導する。 ３　幹線道路、鉄道の横断によるまちの分断を解消し、回遊性の向上を図るために、都市基盤整備を促進することで、快適に移動しやすい歩行者ネットワークの形成を図る。 ４　周辺地域へ連続する歩いて楽しめる歩行空間の形成とともに、ゲート機能や防災機能等を備え、憩い・たまり・交流の創出を促すような空地の確保を図る。 ５　まちの魅力を高めるため、地区内の道路沿道において緑地を確保し、桜並木や地形による景観的特性、広場・坂・路面店等を活かした市街地の形成を図る。 ６　老朽化した建築物の建替え、敷地の共同化及び土地の高度利用を促進し、防災性の向上を図る。 地区内を街区や地区の特徴に応じて以下のように区分し、地区ごとに方針を定める。 Ａ地区：本地区のにぎわいの中心となる重要な地区であることから、土地の高度利用を図るとともに、建築物の低層部に商業機能を中心とした土地利用を誘導し、Ｂ・Ｃ地区との回遊性の向上を図る。また、国道２４６号・補助第１８号線沿道では、敷地の共同化や高度利用を促進し、広場や歩行空間の充実を図り、にぎわいと落ち着きを併せもつ品格のある街並み景観の形成を目指す。特に、渋谷駅に近接するエリアでは、渋谷駅と後背地をつなぐゲート的役割をもつことから、市街地開発事業等においては、円滑な回遊を促す立体的な歩行者動線及び広場空間が一体となった土地利用を誘導するとともに、グリーンインフラの考え方を取り入れながら、快適な都市空間を形成する。また、国際競争力の強化に資する商業機能、業務機能、居住・生活支援機能、教育機能、文化・交流機能に加え、アート・音楽等の多様な活動を支援する機能や生活文化の創造・発信等に資する機能が複合する渋谷を代表するシンボル性のある拠点の形成を図る。 Ｂ地区：居住・生活支援機能等と共存したにぎわいがありながらも落ち着きある商業・業務市街地の形成を目指す。特に、歩行者ネットワーク道路沿いは、建築物の低層部に商業機能を誘導し、居住・生活支援機能、教育機能、文化・交流機能等を含んだ魅力ある居住者及び来訪者が歩いて楽しめる空間形成を目指す。また、建替えや敷地の共同化等により、憩いの場となるポケットパークや緑地の確保とともに、歩きやすい歩行空間の確保を図る。 Ｃ地区：安全・安心で歩いて楽しめるまちの形成を図り、生活利便性の高い都市型住宅を中心とした複合市街地を目指す。特に、歩行者ネットワーク道路沿いは、周辺の住環境との調和に配慮しつつ、建築物の低層部に商業機能を誘導するとともに、幅広い年齢層が居住できる住宅の導入を目指す。あわせて、延焼防止機能を有する緑地や空地の確保

区域の整備・開発及び保全に関する方針		を図る。
	地区施設の整備の方針	本地区では、都市再生特別地区等の活用により、ユニバーサルデザインに配慮した多層にわたる歩行者ネットワークを形成し、そのネットワークに沿って人々が憩い・たまることができる広場空間を創出するとともに、主要な地上部の歩行空間の環境改善を図り、安全・安心・快適で元気な若者に限らず、誰もがめぐり歩いて楽しいまちづくりを推進する。 １　本地区を含む渋谷駅中心地区における歩行者の回遊性の拠点として、多層階をつなぎ、地上へと人を誘導する立体広場空間（アーバン・コア）を整備する。また、周辺からの視認性に配慮し、まちが望める重層的な広場８号から１０号を整備する。 ２　渋谷駅中心地区の回遊性を高め、ＪＲ新南改札及び渋谷三丁目地区との接続を強化するため、歩行者専用通路を整備する。 ３　本地区の起伏ある地形をスムーズに回遊することができるユニバーサルデザインに配慮したゆとりや潤いのある歩行者ネットワークを確保するため、歩行者専用通路や横断橋を整備する。 ４　地区内交通の円滑化及び安全性の向上を図るため、拡幅道路を整備する。あわせて、歩行環境を改善し、ゆとりある快適な歩行空間の実現を目指すため、区画道路や歩道状空地を整備する。 ５　周辺地域へ連続する、歩いて楽しめる歩行空間を形成するとともに、地域のシンボルである桜並木の継承やゲート機能、防災機能等を備え、憩い・たまり・交流の創出を促すような広場を整備する。広場４号から６号については、歩行者ネットワークと一体となり、にぎわい形成に資する施設の導入を図る。 ６　良好な市街地環境を保つ緑地帯を整備する。
	建築物等の整備の方針	１　副都心にふさわしいにぎわいのある都市環境や健全な市街地の形成、生活文化の発信・創造を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 ２　地区の特性を考慮した景観形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	１　緑豊かな環境にも配慮した脱炭素型都市を形成するため、緑化を推進するとともに、積極的に省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの活用、ヒートアイランド対策、都市型水害を防止する整備につながる機能の導入に努める。 ２　附置義務駐車場の整備については、駐車場及び出入口の集約化や隔地駐車場の確保等を行うことで、渋谷駅から周辺のまちへ連続し、にぎわいと回遊性のある誰もがめぐり歩いて楽しい歩行空間形成を妨げない対応を図る。 ３　交通結節機能の更なる強化に資するバスターミナルの整備誘導を推進する。

		種　　類	名　　称	幅　員	延　長	面　　積	備　　考
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道　　路	拡幅道路	１．９～ ２．５ｍ	約９５ｍ	―	新設、既存道路と合わせ幅員約１７．５ｍ
			区画道路１号	６ｍ	約２１０ｍ	―	拡幅
			区画道路２号	６ｍ	約１１０ｍ	―	拡幅
			区画道路３号	６ｍ	約９５ｍ	―	拡幅
			区画道路４号	６．９～ １２．２ｍ	約１１０ｍ	―	拡幅
			区画道路５号	９．０～ １１．５ｍ	約１２０ｍ	―	拡幅
			区画道路６号	１２～ １２．２ｍ	約１３０ｍ	―	拡幅
			区画道路７号	６ｍ	約４０ｍ	―	拡幅
		広　　場	広場１号	―	―	約３５０㎡	新設（３階レベル）歩行者専用通路３号・１０号及び横断橋に接続。
			広場２号	―	―	約３００㎡	新設（３階レベル）歩行者専用通路１１号及び横断橋に接続。
			広場３号	―	―	約１，０００㎡	新設（３階レベル）歩行者専用通路１１号及び歩道状空地４号・５号に接続。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	広　　場	広場４号	―	―	約４，０００㎡	新設（１、２、３階レベル）、昇降機能を含む、国道西口デッキと国道２４６号をつなぐ自転車車路付き階段を含む、ピロティ部分を含む。 広場面積は、広場内に位置するにぎわい形成に資する施設、付帯機能及びその周辺を除く。 １階レベルは、立体広場空間２号、歩道状空地６号、拡幅道路、区画道路６号に接続。 ２階レベルは、立体広場空間２号、国道西口デッキに接続。 ３階レベルは、歩行者専用通路１２号・１３号・１４号・１５号、立体広場空間２号、歩道状空地６号・７号、広場５号に接続。
			広場５号	―	―	約９００㎡	新設（２、３階レベル）、ピロティ部分を含む。 広場面積は、広場内に位置するにぎわい形成に資する施設、付帯機能及びその周辺を除く。 ２階レベルは、区画道路６号に接続。 ３階レベルは、歩行者専用通路１４号、区画道路６号、歩道状空地７号、広場４号に接続。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	広　　場	広場６号	—	—	約２００㎡	新設（１、２、３階レベル）、ピロティ部分を含む。 広場面積は、広場内に位置するにぎわい形成に資する施設、付帯機能及びその周辺を除く。 １階レベルは、区画道路６号、歩道状空地１０号に接続。 ２階レベルは、区画道路６号に接続。 ３階レベルは、区画道路６号、歩道状空地８号に接続。
			広場７号	—	—	約８０㎡	新設（３階レベル）、歩行者専用通路１３号、歩道状空地１０号に接続。
			広場８号	—	—	約５０㎡	新設（４階レベル）、昇降機能を含む。立体広場空間２号に接続。
			広場９号	—	—	約５０㎡	新設（５階レベル）、昇降機能を含む。広場８号・１０号に接続。
			広場１０号	—	—	約５０㎡	新設（６階レベル）、昇降機能を含む。広場９号に接続。
		その他の公共空地	横断橋	２５ｍ	約１５ｍ	—	新設（３階レベル）広場１号・２号に接続。
			歩行者専用通路１号	４ｍ	約１５ｍ	—	新設（１階レベル）
			歩行者専用通路２号	４ｍ	約４０ｍ	—	新設（１、２、３階レベル）１階から３階の昇降機能及び階段を含む。
			歩行者専用通路３号	４～８ｍ	約６５ｍ	—	新設（１、２、３階レベル）渋谷三丁目地区地区計画の歩行者専用通路１０号に接続、昇降機能及び１階から３階の階段を含む。
			歩行者専用通路４号	４ｍ	約５０ｍ	—	新設（２階レベル）
			歩行者専用通路５号	４ｍ	約８５ｍ	—	新設（２階レベル）

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	歩行者専用通路６号	４ｍ	約５ｍ	—	新設（２、３階レベル）２階から３階の階段を含む。
			歩行者専用通路７号	４ｍ	約１０ｍ	—	新設（２、３階レベル）渋谷三丁目地区地区計画の歩行者専用通路８号、国道西口デッキに接続、２階から３階の階段を含む。
			歩行者専用通路８号	４ｍ	約９０ｍ	—	新設（３階レベル）昇降機能を含む。歩行者専用通路１２号に接続。
			歩行者専用通路９号	１２ｍ	約３ｍ	—	新設（３階レベル）渋谷三丁目地区地区計画の歩行者専用通路９号に接続。
			歩行者専用通路１０号	４ｍ	約１０５ｍ	—	新設（３階レベル）
			歩行者専用通路１１号	４ｍ	約７５ｍ	—	新設（３階レベル）
			歩行者専用通路１２号	４ｍ	約１５ｍ	—	新設（３階レベル）、歩行者専用通路８号、広場４号に接続。
			歩行者専用通路１３号	２ｍ	約６５ｍ	—	新設（３階レベル）、広場４号・７号に接続。
			歩行者専用通路１４号	２ｍ	約５０ｍ	—	新設（３階レベル）、広場４号・５号に接続。
			歩行者専用通路１５号	２ｍ	約４０ｍ	—	新設（３階レベル）、広場４号に接続。
			歩道状空地１号	２ｍ	約３４５ｍ	—	新設
			歩道状空地２号	２ｍ	約２１５ｍ	—	新設
			歩道状空地３号	２ｍ	約６５ｍ	—	新設（形態については、計画図３－１・３－２に示すとおり）
			歩道状空地４号	２ｍ	約１１５ｍ	—	新設
			歩道状空地５号	２ｍ	約１５ｍ	—	新設
			歩道状空地６号	２．３ｍ	約１０５ｍ	—	新設
			歩道状空地７号	２ｍ	約１１５ｍ	—	新設
			歩道状空地８号	２ｍ	約４５ｍ	—	新設

<table>
<tr><td rowspan="11">地区整備計画</td><td rowspan="11">地区施設の配置及び規模</td><td rowspan="11">その他の公共空地</td><td>歩道状空地９号</td><td>１ｍ</td><td>約４０ｍ</td><td>―</td><td colspan="4">新設</td></tr>
<tr><td>歩道状空地１０号</td><td>０．５ｍ</td><td>約１３５ｍ</td><td>―</td><td colspan="4">新設</td></tr>
<tr><td>緑地帯１号</td><td>２ｍ</td><td>約２０ｍ</td><td>―</td><td colspan="4">新設（２階レベル）</td></tr>
<tr><td>緑地帯２号</td><td>２ｍ</td><td>約７０ｍ</td><td>―</td><td colspan="4">新設（３階レベル）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">立体広場空間１号
（アーバン・コア）</td><td rowspan="6">―</td><td rowspan="6">―</td><td rowspan="6">約２，２００㎡</td><td colspan="4">新設（地下２階、地下１階、１階、２階レベル）</td></tr>
<tr><td>レベル</td><td>面 積</td><td colspan="2">機 能</td></tr>
<tr><td>２階</td><td>約６００㎡</td><td>歩行者専用通路４号・８号、国道西口デッキに接続。</td><td rowspan="4">地下２階から２階の昇降機能を含む。</td></tr>
<tr><td>１階</td><td>約１，０５０㎡</td><td>歩行者専用通路１号、歩道状空地１号に接続。</td></tr>
<tr><td>地下１階</td><td>約２００㎡</td><td>―</td></tr>
<tr><td>地下２階</td><td>約３５０㎡</td><td>国道西口地下通路に接続。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">立体広場空間２号
（アーバン・コア）</td><td rowspan="6">―</td><td rowspan="6">―</td><td rowspan="6">約１，３００㎡</td><td colspan="4">新設（地下２階、地下１階、１階、２階、３階レベル）</td></tr>
<tr><td>レベル</td><td>面 積</td><td colspan="2">機 能</td></tr>
<tr><td>３階</td><td>約１００㎡</td><td>広場４号・８号に接続。</td><td rowspan="4">地下２階から３階の昇降機能を含む。</td></tr>
<tr><td>２階</td><td>約１００㎡</td><td>広場４号に接続。</td></tr>
<tr><td>１階</td><td>約２００㎡</td><td>広場４号に接続。</td></tr>
<tr><td>地下１階</td><td>約４５０㎡</td><td>―</td></tr>
<tr><td>地下２階</td><td>約４５０㎡</td><td>国道西口地下通路に接続。</td></tr>
</table>

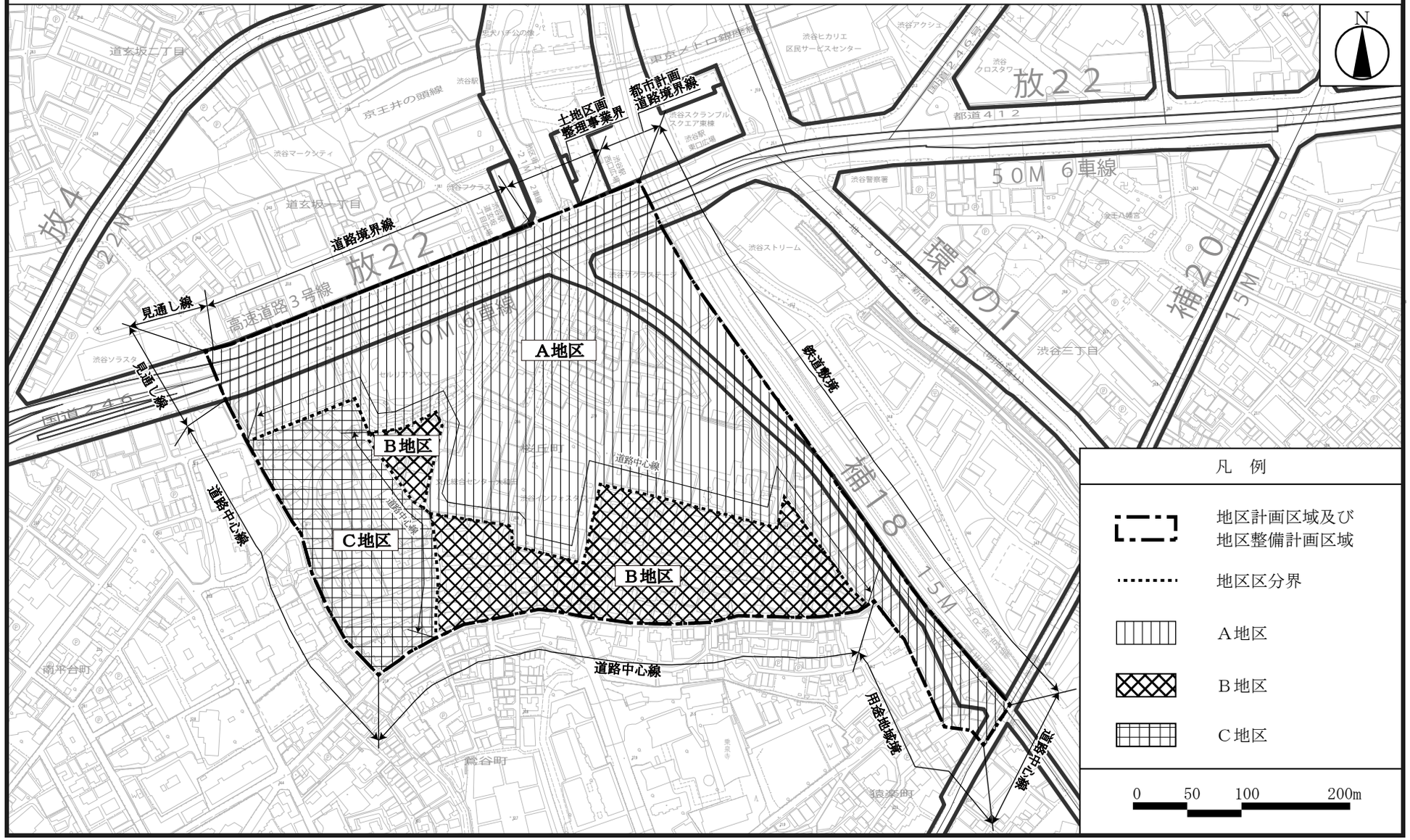
<table>
<tr><td rowspan="5">地区整備計画</td><td rowspan="5">建築物等に関する事項</td><td rowspan="2">地区の区分</td><td>名称</td><td>Ａ地区</td><td>Ｂ地区</td><td>Ｃ地区</td></tr>
<tr><td>面積</td><td>約１１．５ｈａ</td><td>約３．６ｈａ</td><td>約２．４ｈａ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">建築物等の用途の制限</td><td colspan="2">１　次に掲げる建築物は、建築してはならない。
（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項各号に掲げる風俗営業の用に供するもの
（２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項各号及び第９項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの
（３）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（ほ）項第２号に掲げる勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝舟投票券発売所
（４）建築基準法別表第２（へ）項第５号に掲げる倉庫業を営む倉庫
（５）工場（自家販売のために食品製造業を営む店舗に付属するもの及び自動車修理工場を除く）</td><td rowspan="2">１　次に掲げる建築物は、建築してはならない。
（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項第４号及び第５号に掲げる風俗営業の用に供するもの
（２）建築基準法別表第２（ほ）項第２号に掲げる勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝舟投票券発売所
（３）建築基準法別表第２（ほ）項第３号に掲げるカラオケボックスその他これに類するもの</td></tr>
<tr><td>（６）建築基準法別表第２（ほ）項第３号に掲げるカラオケボックスその他これに類するもの。ただし、道路（ア）に面する建築物で、音楽練習スタジオの用に供するものは除く。</td><td>（６）建築基準法別表第２（ほ）項第３号に掲げるカラオケボックスその他これに類するもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">２　上記に加え、計画図２に示す道路（ア）又は道路（イ）に接する敷地の建築物の１階及び地階（地階でその天井が地盤面下にあるものを除く）で、当該道路に面する部分の主たる用途を店舗、飲食店、展示場等の商業施設以外の用途に供する建築物は、建築してはならない。ただし、次に掲げる建築物についてはこの限りでない。
（１）道路（イ）に接する敷地の建築物の１階及び地階（地階でその天井が地盤面下にあるものを除く）で、当該道路に面する部分の主たる用途を事務所の用途に供するもの
（２）建築物の玄関・階段、駐車場等の出入口
（３）病院、銀行、教育施設、文化・交流施設、公益施設その他これらに類するもので、区長が用途上やむを得ないとして特に認めたもの</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">地区整備計画</td><td rowspan="2">建築物等に関する事項</td><td>建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</td><td colspan="2">1　建築物の外壁、形態、屋根等の色彩は都市景観に十分配慮し、刺激的な原色や蛍光色等を避け、周辺環境に配慮した落ち着きのある色調とする。
2　建築物の出入口については、ユニバーサルデザインに配慮したものとする。
3　計画図２に示す道路（ア）に接する敷地の建築物の１階及び地階（地階でその天井が地盤面下にあるものを除く）で、当該道路に面する部分は、ショーウィンドウ等のディスプレイに配慮したものとする。
4　屋外広告物等を設置する場合は、以下のとおりとする。ただし、区長が防災上・安全上やむを得ないと認めた場合はこの限りでない。
（１）景観及び周辺環境を損なうおそれのないものとする
（２）色彩については、蛍光色を使用してはならない
（３）腐朽・腐食・破損しやすい材料を使用してはならない</td></tr>
<tr><td>（４）スピーカー等を設置する場合は、周辺の居住環境に配慮し、敷地外に向けて設置してはならない</td><td>（４）スピーカー等は設置してはならない
（５）ネオン管、ＬＥＤ等で点滅式の光源は使用してはならない</td></tr>
<tr><td>土地の利用に関する事項</td><td colspan="2">1　沿道緑化を図るため、接道長に対して１０％以上の緑化を確保する。ただし、区長が敷地の形態上やむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
2　ヒートアイランド対策に寄与するため、建築物の敷地や屋上、壁面部分及びバルコニー等は積極的に緑化に努める。また、道路等の公共施設においては、保水性舗装、遮熱性舗装等の工法を考慮して整備を行う。
3　地球環境に配慮した省エネルギー・資源循環型まちづくりに向けて、排熱を利用したコジェネレーションシステムの導入や未利用エネルギーの活用、排水再利用水の利用、再生可能エネルギーの活用等の新しい技術動向を踏まえつつ、取り組みの推進を図る。
4　都市型水害の防止のため、雨水貯留、浸透施設の設置を促進し、災害に強く、あわせて環境に配慮したまちづくりを進める。また、道路等の公共施設においては、透水性舗装等の工法を考慮して整備を行う。</td></tr>
</table>

「地区計画及び地区整備計画の区域、地区の区分、地区施設の配置は計画図表示のとおり」

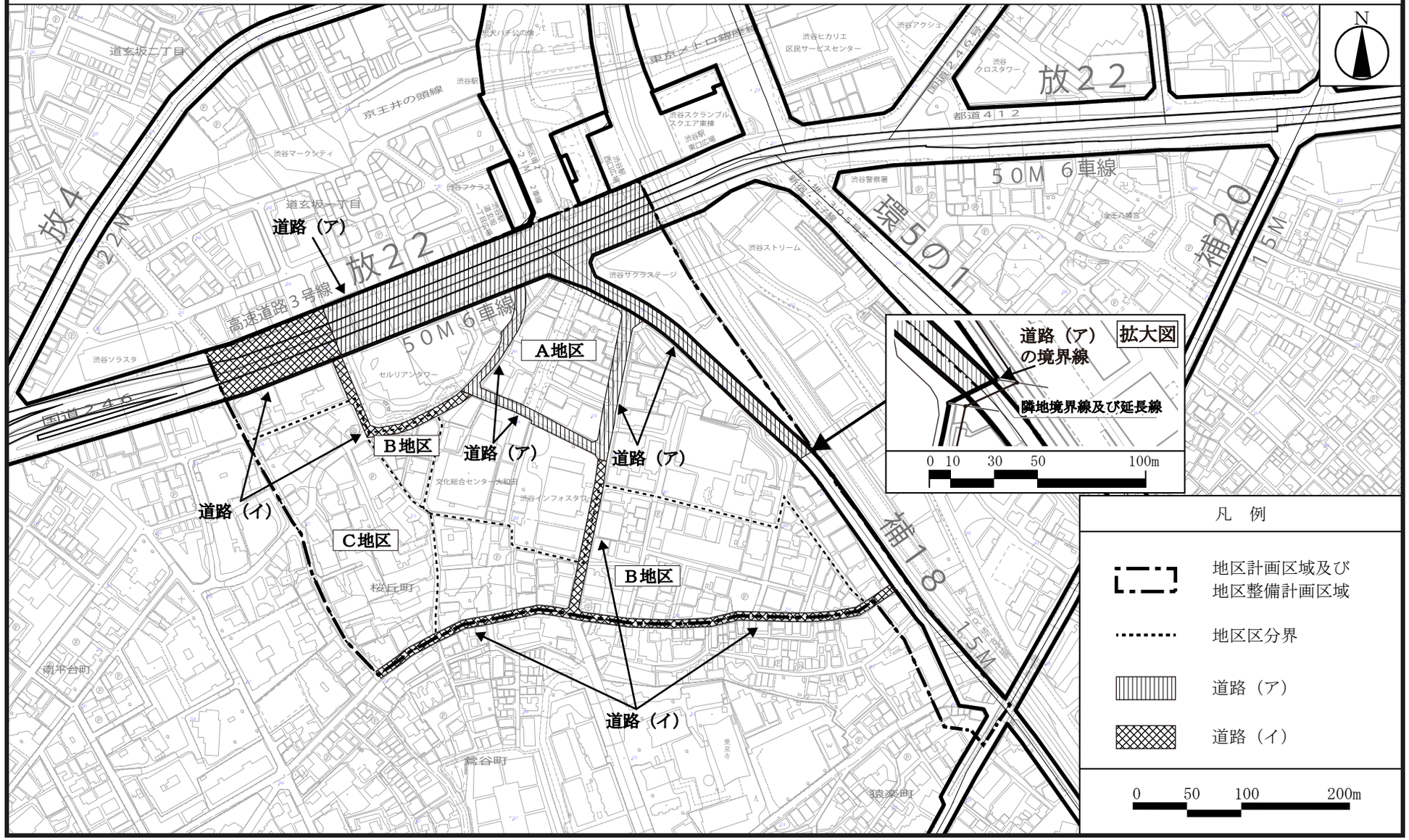
理由：渋谷駅とのつながりを強化する都市基盤の整備に加え、歩行者ネットワークに沿って、人々が憩い・たまり・交流できる広場等の整備を進め、渋谷の核として副都心にふさわしいさらに魅力的な市街地の実現や、環境にも配慮した先進的な都市空間の形成、安全・安心で多様な世代が住み、訪れる、活力のあるまちの実現を目指すため、地区計画を変更する。

東京都市計画地区計画
桜丘地区地区計画　計画図１



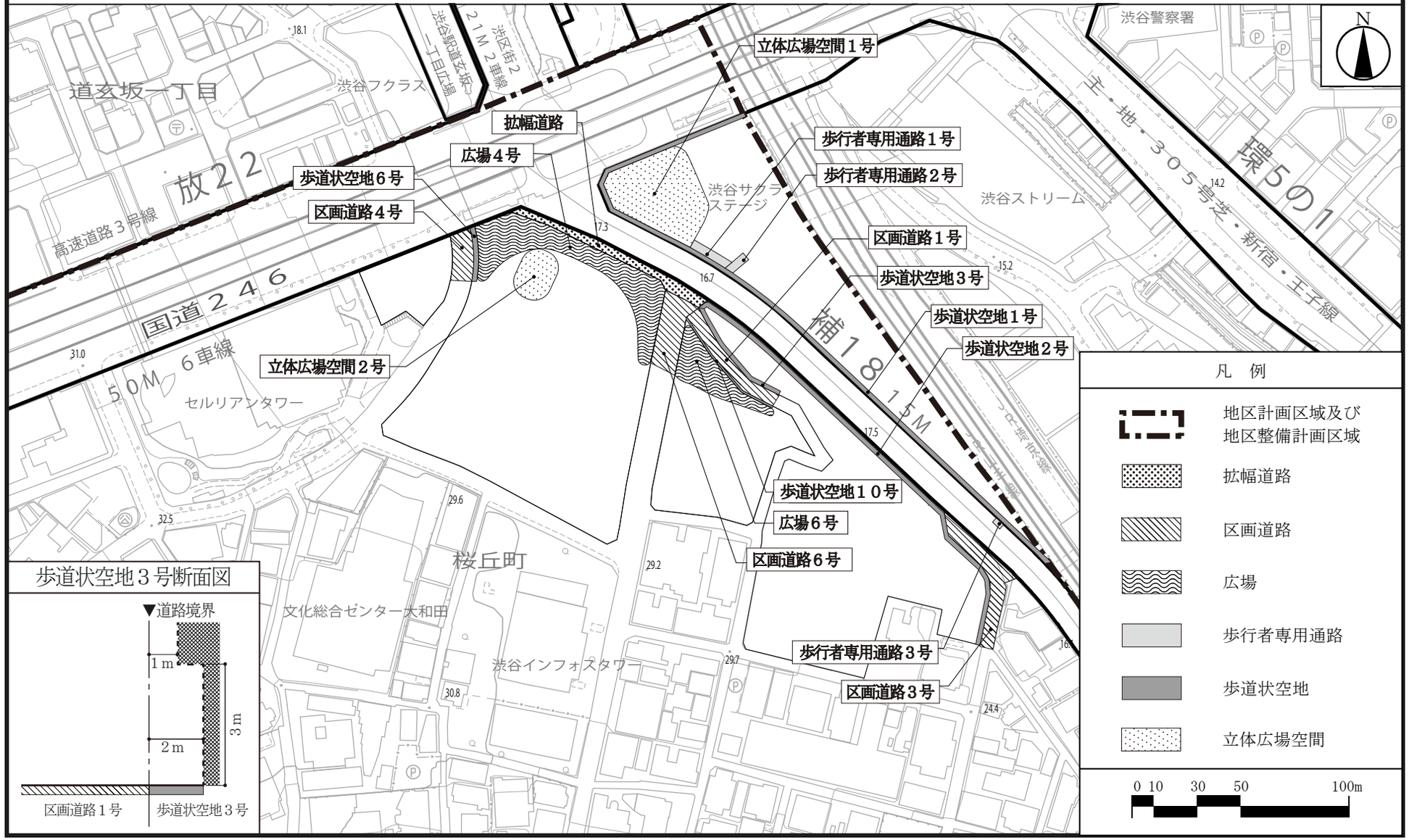
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用（承認番号：８都市基交測第41号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。「（承認番号）MMT利許第08-K113-2号、令和８年６月１日」
「（承認番号）８都市基交測第41号、令和８年６月１日」「（承認番号）８都市基街都第10号、令和８年４月１５日」

東京都市計画地区計画
桜丘地区地区計画　計画図２



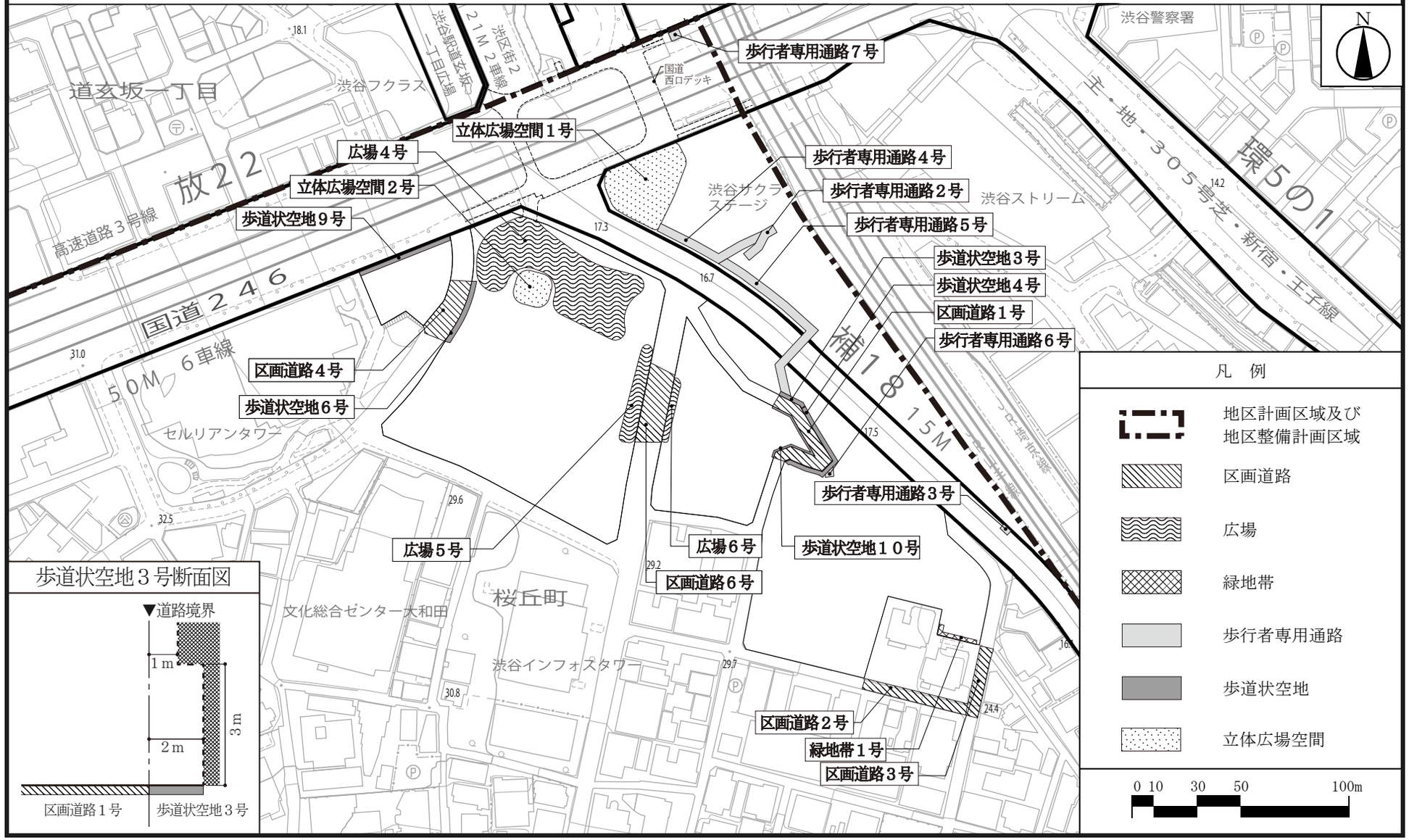
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用（承認番号：８都市基交測第41号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。「（承認番号）MMT利許第08-K113-2号、令和８年６月１日」
「（承認番号）８都市基交測第41号、令和８年６月１日」「（承認番号）８都市基街都第10号、令和８年４月１５日」

東京都市計画地区計画
桜丘地区地区計画　計画図３－１（１階レベル）



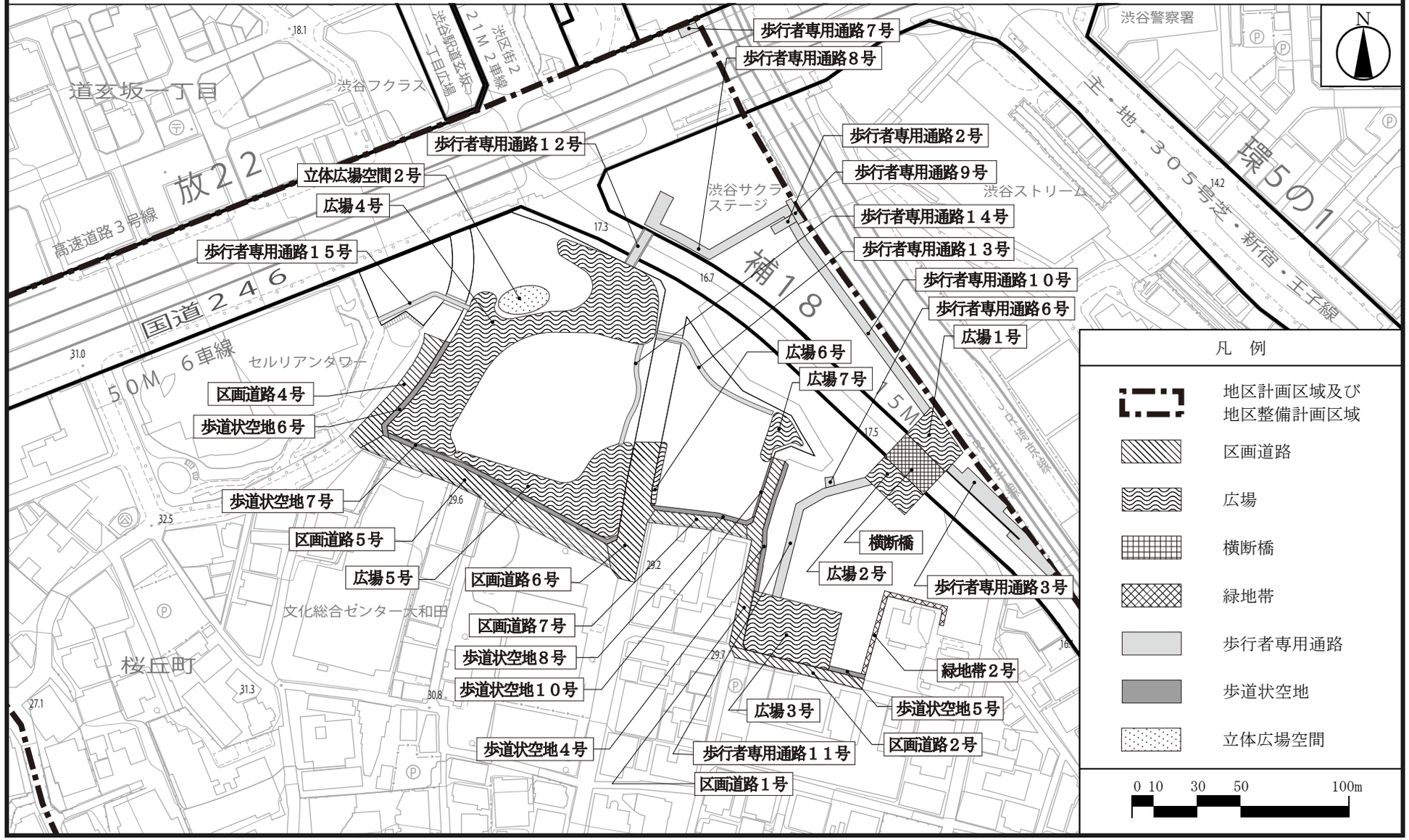
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用（承認番号：８都市基交測第41号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。「（承認番号）MMT利許第08-K113-2号、令和８年６月１日」
「（承認番号）８都市基交測第41号、令和８年６月１日」「（承認番号）８都市基街都第10号、令和８年４月１５日」

東京都市計画地区計画
桜丘地区地区計画　計画図３－２（２階レベル）



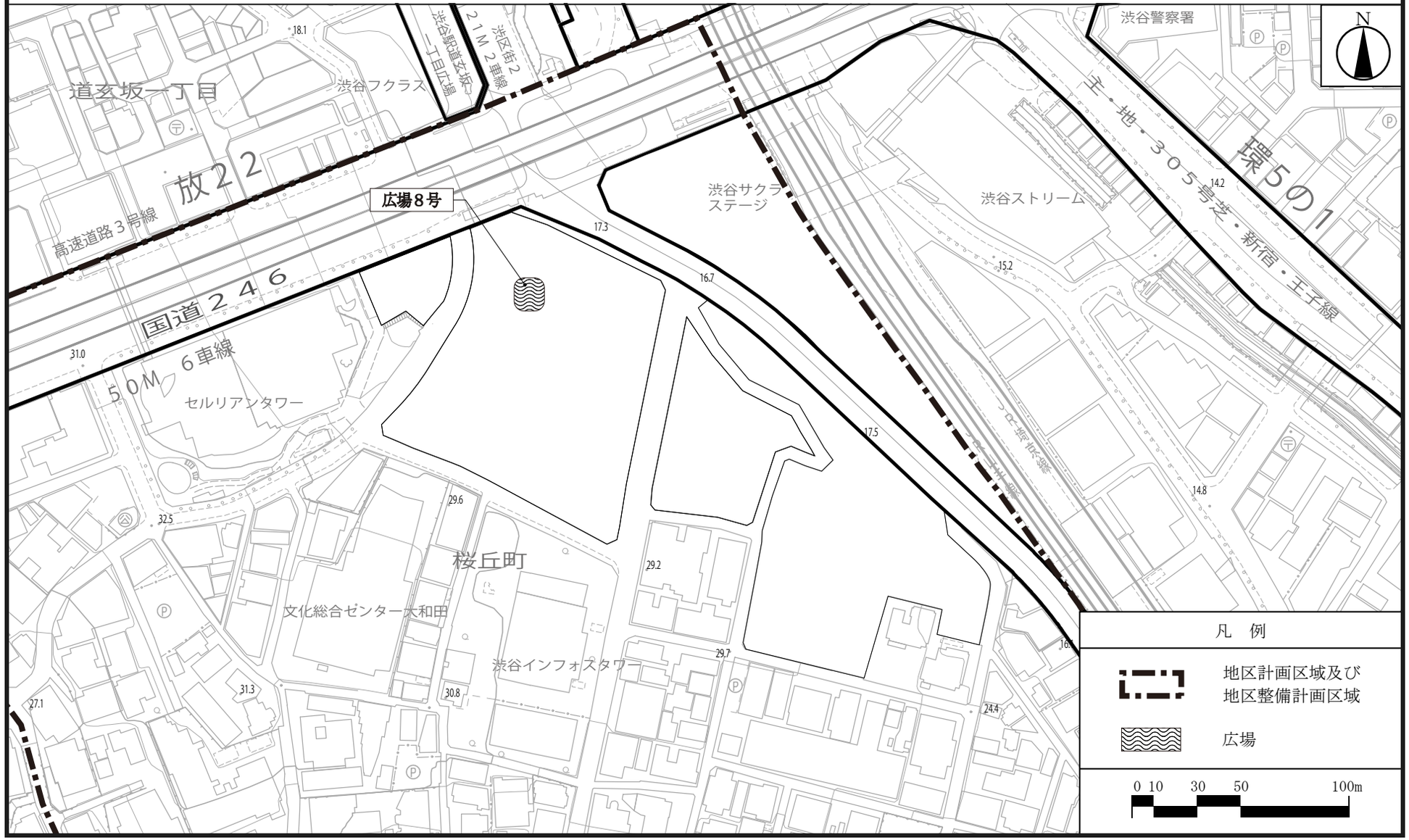
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用（承認番号：８都市基交測第41号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。「（承認番号）MMT利許第08-K113-2号、令和８年６月１日」
「（承認番号）８都市基交測第41号、令和８年６月１日」「（承認番号）８都市基街都第10号、令和８年４月１５日」

東京都市計画地区計画
桜丘地区地区計画　計画図３－３（３階レベル）



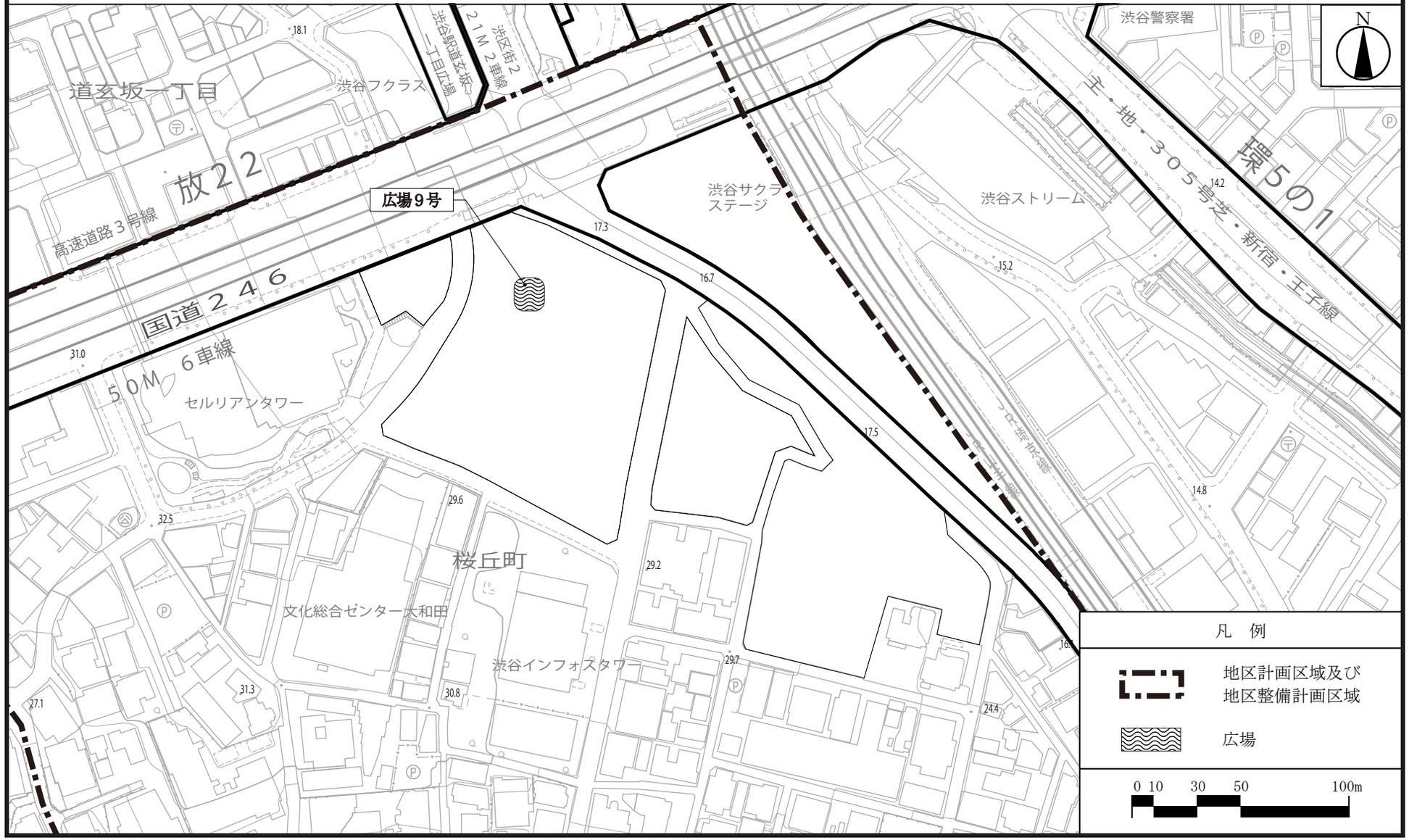
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用（承認番号：８都市基交測第41号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。「（承認番号）MMT利許第08-K113-2号、令和８年６月１日」
「（承認番号）８都市基交測第41号、令和８年６月１日」「（承認番号）８都市基街都第10号、令和８年４月１５日」

東京都市計画地区計画
桜丘地区地区計画　計画図３－４（４階レベル）



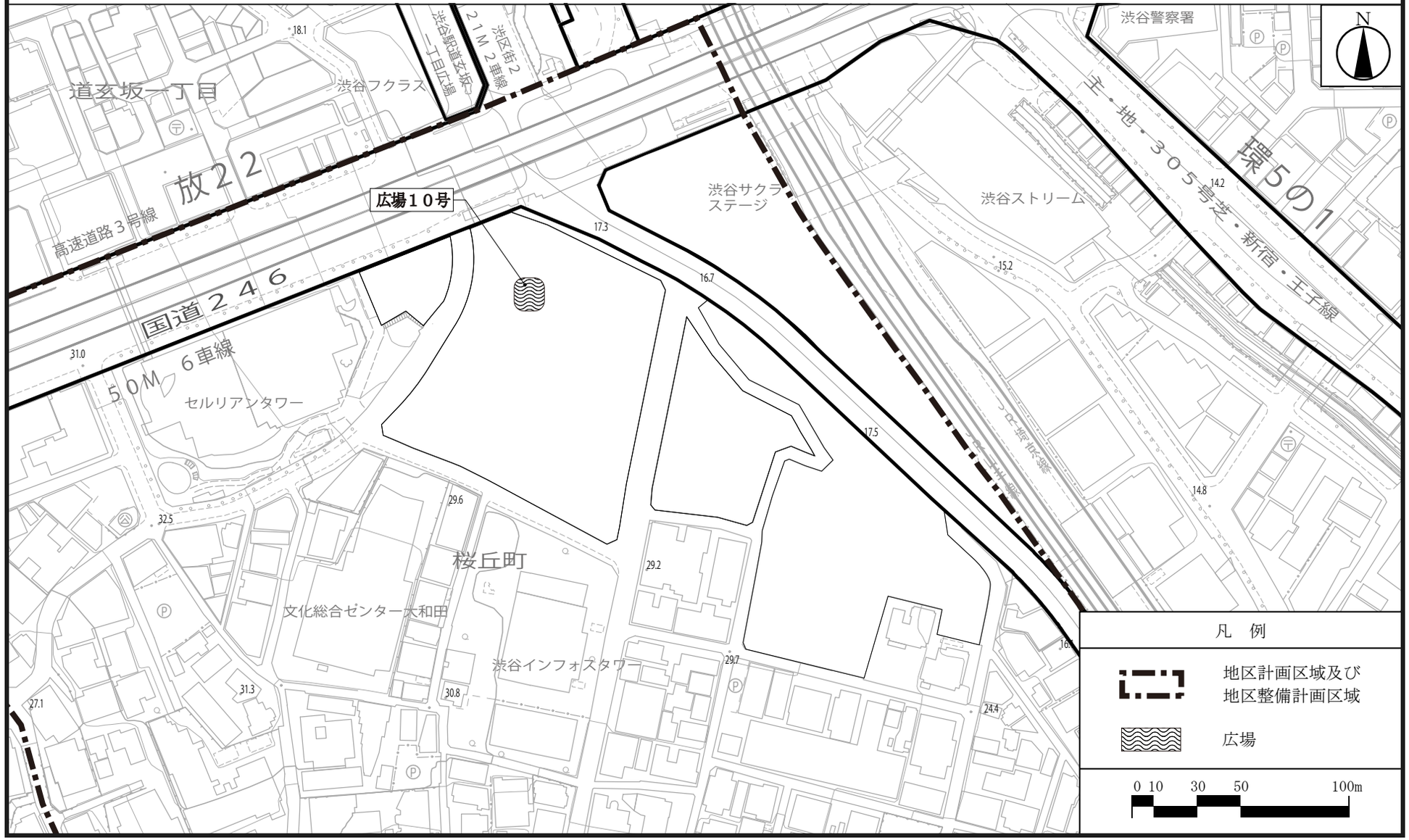
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用（承認番号：８都市基交測第41号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。「（承認番号）MMT利許第08-K113-2号、令和８年６月１日」
「（承認番号）８都市基交測第41号、令和８年６月１日」「（承認番号）８都市基街都第10号、令和８年４月１５日」

東京都市計画地区計画
桜丘地区地区計画　計画図３－５（５階レベル）



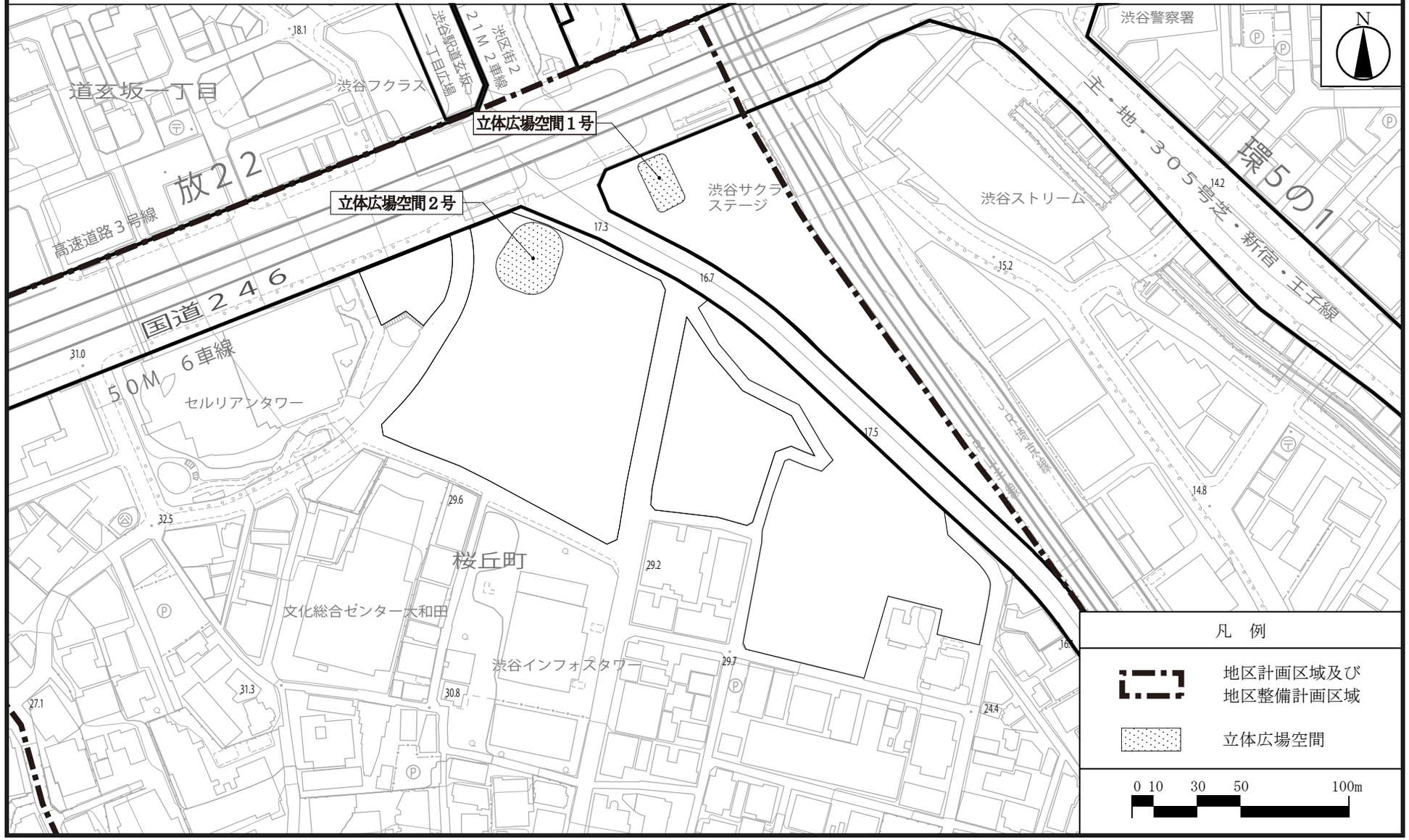
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用（承認番号：８都市基交測第41号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。「（承認番号）MMT利許第08-K113-2号、令和８年６月１日」
「（承認番号）８都市基交測第41号、令和８年６月１日」「（承認番号）８都市基街都第10号、令和８年４月１５日」

東京都市計画地区計画
桜丘地区地区計画　計画図３－６（６階レベル）



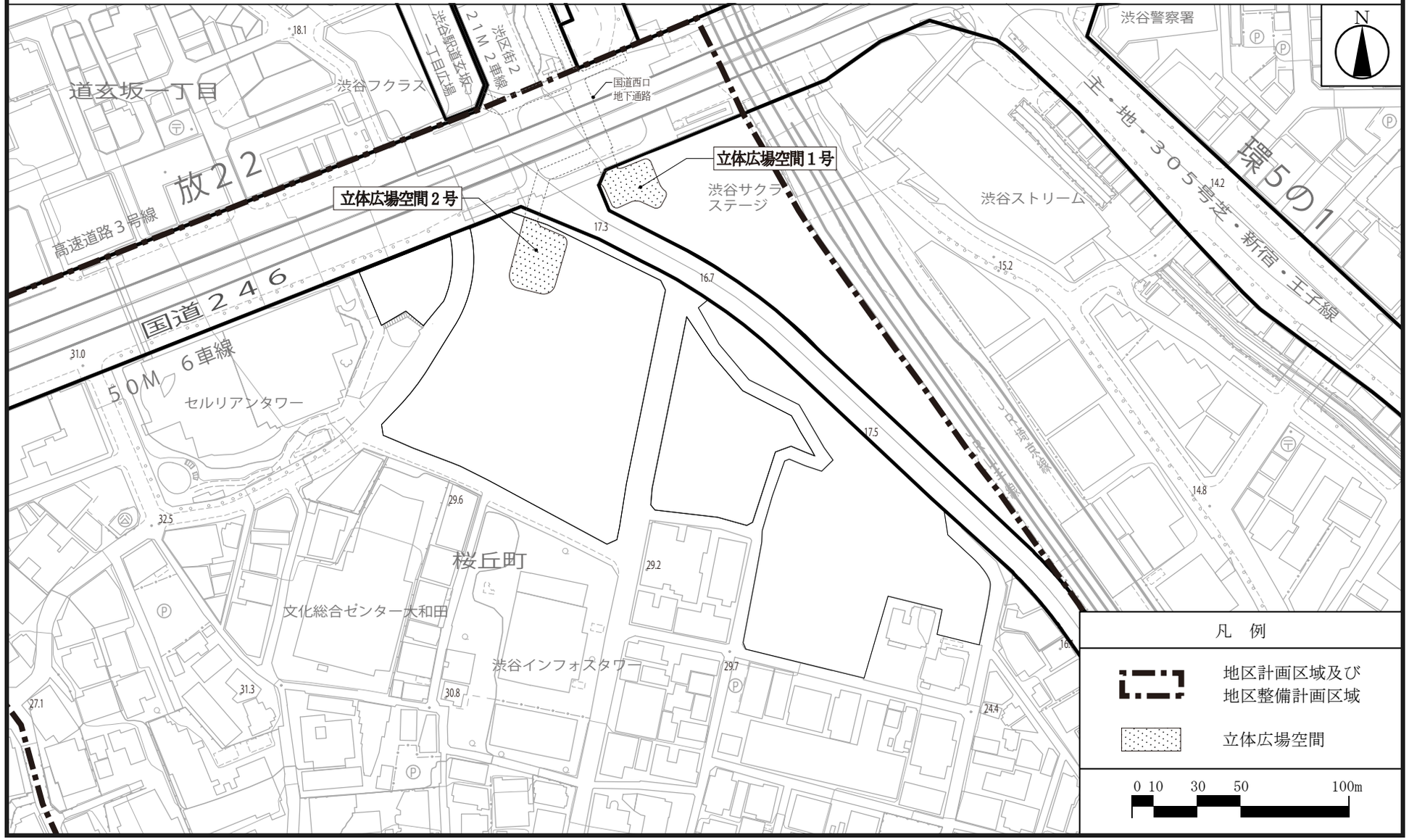
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用（承認番号：８都市基交測第41号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。「（承認番号）MMT利許第08-K113-2号、令和８年６月１日」
「（承認番号）８都市基交測第41号、令和８年６月１日」「（承認番号）８都市基街都第10号、令和８年４月１５日」

東京都市計画地区計画
桜丘地区地区計画　計画図３－７（地下１階レベル）



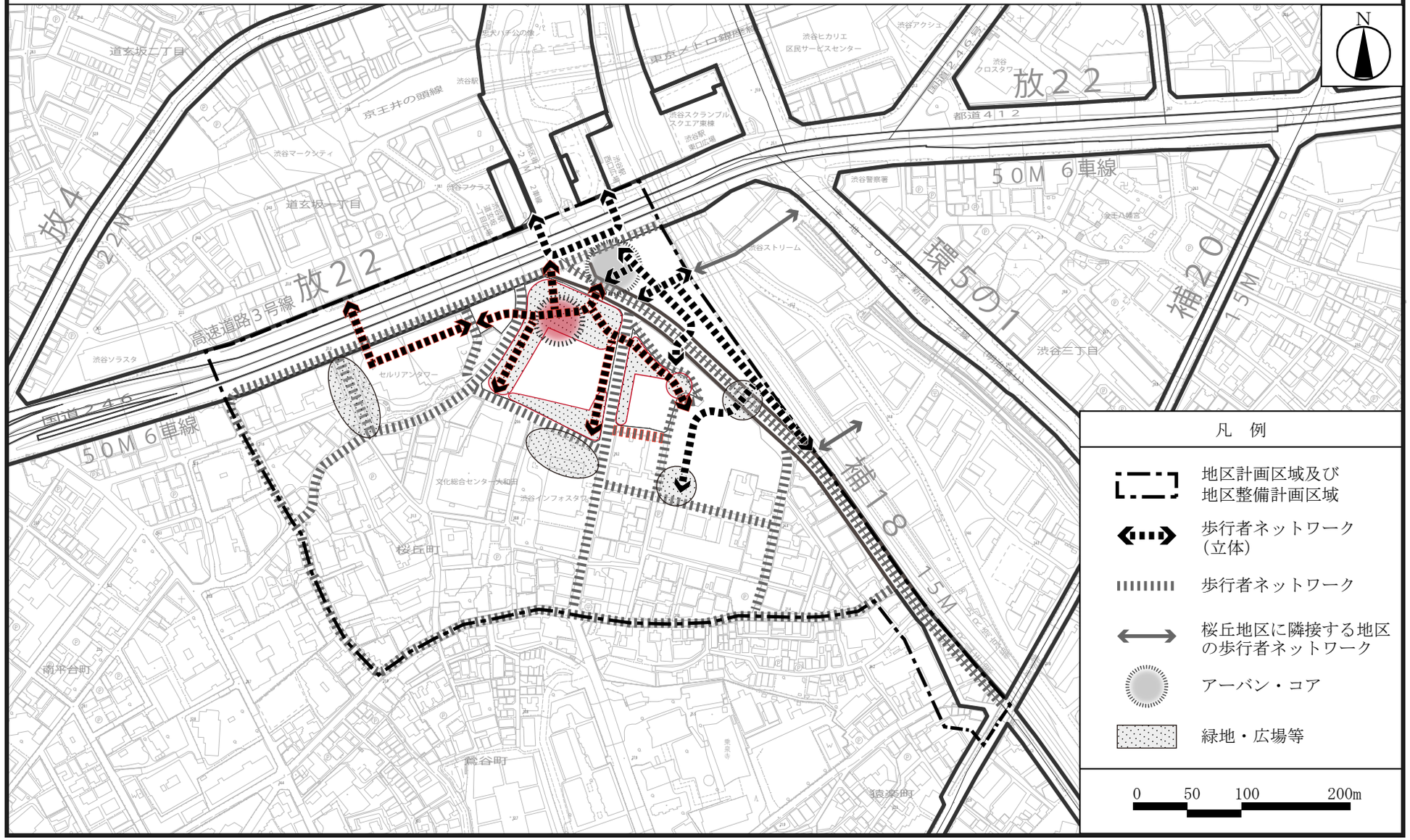
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用（承認番号：８都市基交測第41号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。「（承認番号）MMT利許第08-K113-2号、令和８年６月１日」
「（承認番号）８都市基交測第41号、令和８年６月１日」「（承認番号）８都市基街都第10号、令和８年４月１５日」

東京都市計画地区計画
桜丘地区地区計画　計画図３－８（地下２階レベル）



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用（承認番号：８都市基交測第41号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。「（承認番号）MMT利許第08-K113-2号、令和８年６月１日」
「（承認番号）８都市基交測第41号、令和８年６月１日」「（承認番号）８都市基街都第10号、令和８年４月１５日」

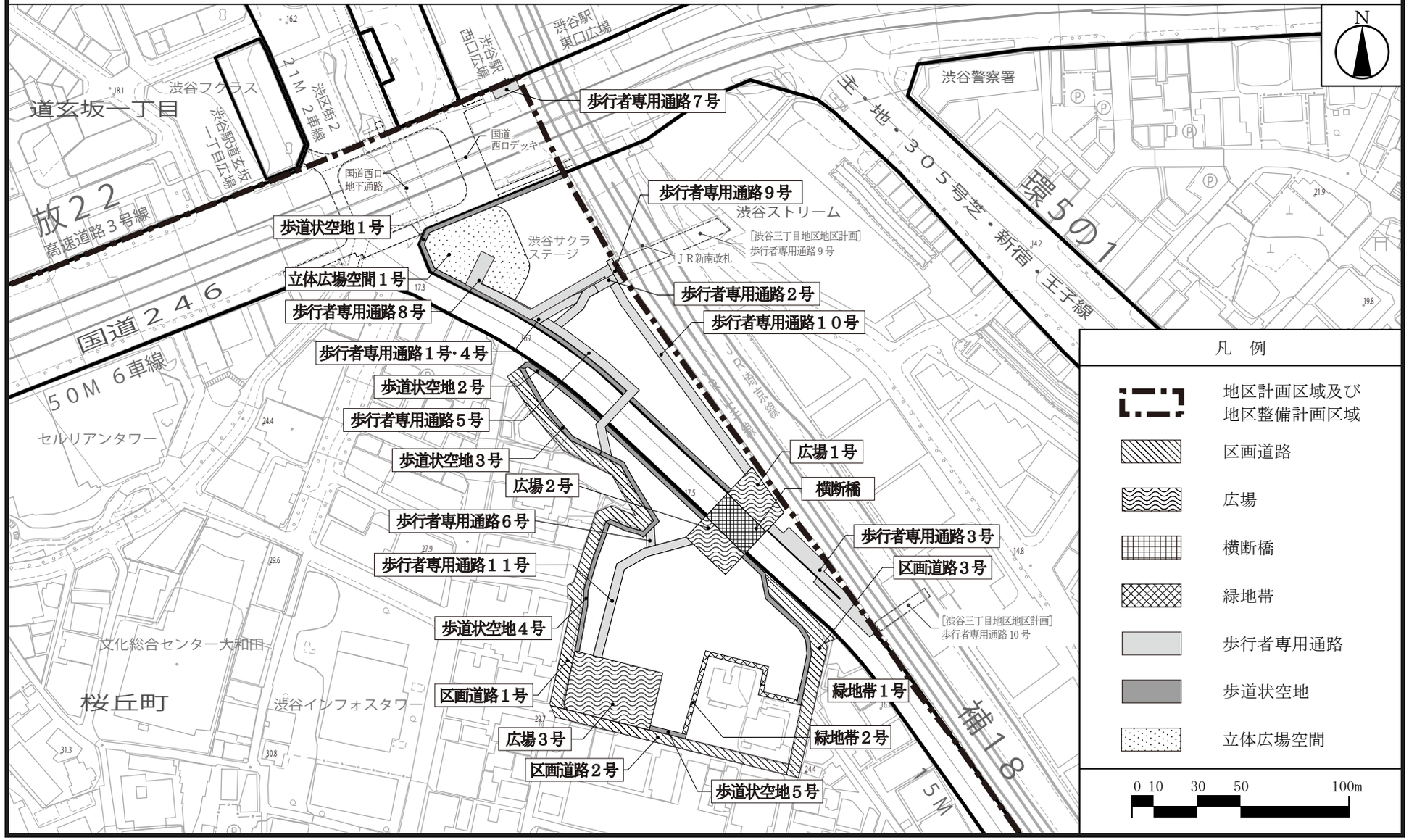
東京都市計画地区計画
桜丘地区地区計画　方針付図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用（承認番号：８都市基交測第41号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。「（承認番号）MMT利許第08-K113-2号、令和８年６月１日」
「（承認番号）８都市基交測第41号、令和８年６月１日」「（承認番号）８都市基街都第10号、令和８年４月１５日」

東京都市計画地区計画
桜丘地区地区計画　参考図１

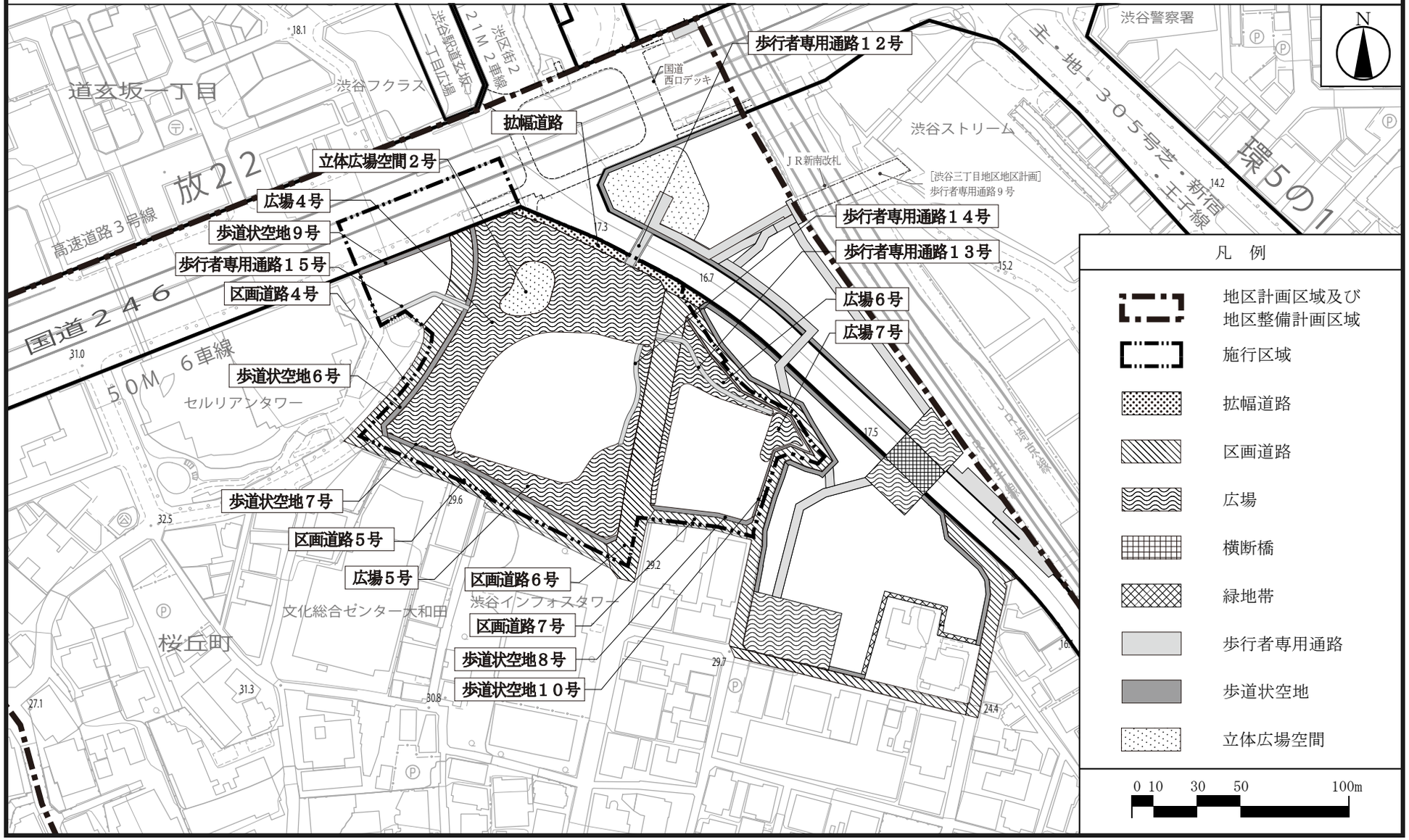
渋谷駅桜丘口地区（渋谷サクラステージ）
（地下２階～３階レベル）



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用（承認番号：８都市基交測第41号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。「（承認番号）MMT利許第08-K113-2号、令和８年６月１日」
「（承認番号）８都市基交測第41号、令和８年６月１日」「（承認番号）８都市基街都第10号、令和８年４月１５日」

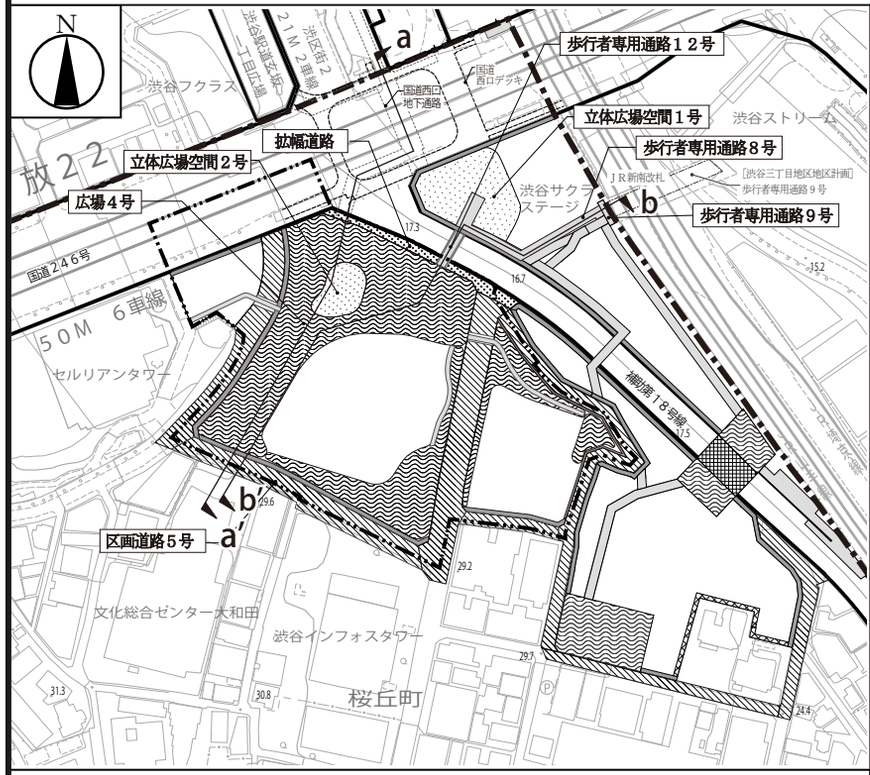
東京都市計画地区計画
桜丘地区地区計画　参考図２

ネクスト渋谷桜丘地区（桜丘町中地区）
（地下２階～３階レベル）



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用（承認番号：８都市基交測第41号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。「（承認番号）MMT利許第08-K113-2号、令和８年６月１日」
「（承認番号）８都市基交測第41号、令和８年６月１日」「（承認番号）８都市基街都第10号、令和８年４月１５日」

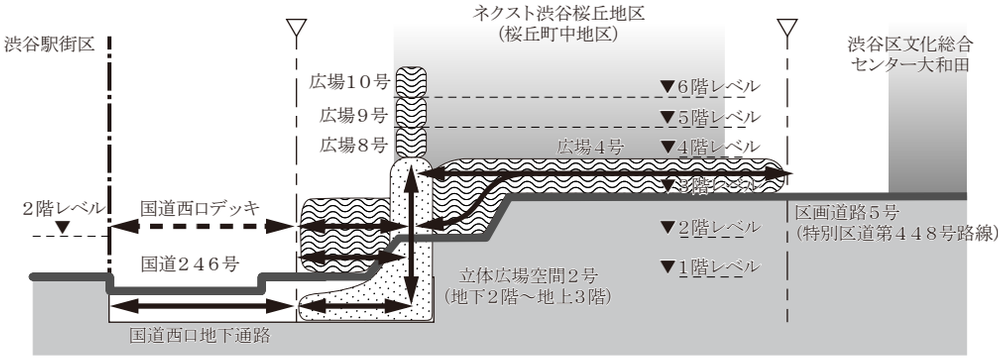
東京都市計画地区計画
桜丘地区地区計画　参考図３



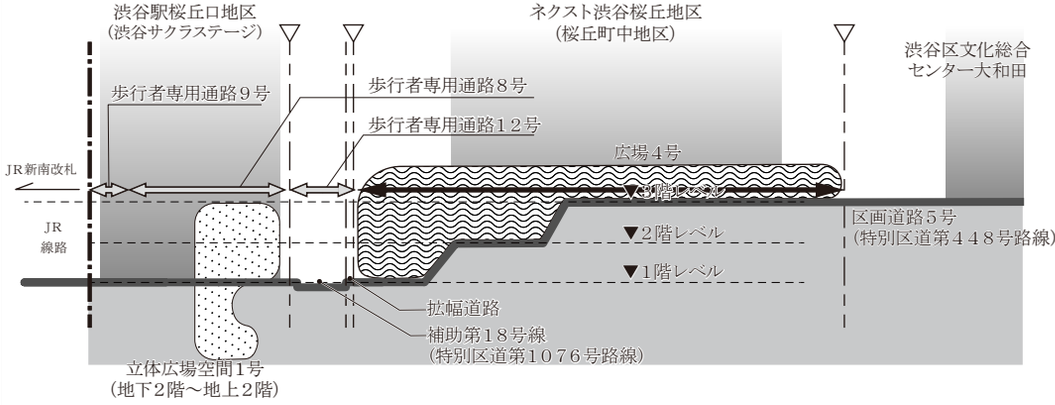
凡　例

	地区計画区域及び地区整備計画区域		施行区域
	拡幅道路		区画道路
	歩行者専用通路		広場
	歩道状空地		横断橋
	立体広場空間		緑地帯

【a-a’断面イメージ】



【b-b’断面イメージ】



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用（承認番号：８都市基交測第41号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。「（承認番号）MMT利許第08-K113-2号、令和８年６月１日」
「（承認番号）８都市基交測第41号、令和８年６月１日」「（承認番号）８都市基街都第10号、令和８年４月１５日」